

【参考】ホテル・バンケットルームの整備、奨励金交付手続きの主な流れ

年度	施設等の整備・営業	基準日等	雇用促進奨励金の要件	固定資産税等の課税・納付	交付手続き	
					事業者→市	市→事業者
準備期間	●計画策定				●事前相談	
	●建築工事開始	◎事業認定日			●認定申請 ※工事の30日前まで ※確認済証等交付済であること	●認定通知
営業開始年度	●工事完了		事業認定日から雇用基準日までの間に新規雇用（雇用保険の被保険者）		●工事完了届	
	●施設（償却資産）の整備	◎営業開始日			●営業開始届	
営業1年目	●営業1年後	◎雇用基準日（開業日の1年後の日）	※雇用日から雇用基準日の1年後の前日まで継続して市内在住	●納税通知 ●納付		
			雇用基準日から1年以上雇用を継続			
交付1年目		◎雇用基準日の1年後の前日		●納税通知 ●納付	●交付申請1 施設設置奨励金	●交付決定
					●請求	●支払
交付2年目				●納税通知 ●納付	●交付申請2 施設設置奨励金 雇用促進奨励金	●交付決定
					●請求	●支払
交付3～5年目				●納税通知 ●納付	●交付申請3～5 施設設置奨励金	●交付決定
					●請求	●支払